



第四次産業革命スキル習得講座（Reスキル講座）認定制度

～制度説明資料～

2025年4月

経済産業省 経済産業政策局
産業人材課

1. 制度概要

2. 認定要件

3. 認定申請手続

4. Reスキル講座に認定されると

5. 厚生労働省の教育訓練支援制度等との連携

6. 講座認定の状況

7. おわりに

1. 制度概要（1）概要、創設の背景、目的

「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」（通称「Reスキル講座」）とは

- IT・データを中心とした将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会人が高度な専門性を身に付けてキャリアアップを図る、専門的・実践的な教育訓練講座を経済産業大臣が認定する制度。
 - 令和7年4月現在、277講座が認定の適用を受けている。
- ※ 厚生労働省が定める一定の要件を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座は「専門実践教育訓練給付」の対象となる。

創設の背景

- 急激な産業構造の転換に対応するため、IT・データ等の分野に重点化した「**人材育成の抜本的強化**」が鍵。
- **働きながら第四次産業革命を見据えた能力・スキルを獲得できる教育訓練の充実**が必要。

目的

将来の成長が強く見込まれ、雇用創出に貢献する分野において、社会で働く一人一人がより高度な専門性を獲得するとともに、スキル転換を促進し、様々な専門性を活用して事業を創出等する能力・スキルを獲得することができると認められる専門的かつ実践的な教育訓練を経済産業大臣が認定、奨励することで、社会人のキャリア形成を図ることを目的とする。

1. 制度概要 (2) 創設等の経緯

創設等の経緯

H27.9～H28.5	「産業構造審議会・新産業構造部会」第4次産業革命による産業・雇用等への影響について検討
H28.12～H29.4	「第四次産業革命 人材育成推進会議」具体的な施策の在り方等について検討
H29.4～6	第1～3回「『第四次産業革命スキル習得講座認定制度（仮称）』に関する検討会」 認定基準、認定の仕組みや考え方など、制度の運用方法に関して議論、IT利活用分野に自動車MBD分野を設定
H29.6.15	検討会報告書まとめ
H29.7.31	制度創設（第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程(経済産業省告示) 制定）
H29.10	厚生労働省「専門実践教育訓練給付制度」における指定対象に追加（H29.10告示改正。H30.4適用）
H29.9～10	第1回認定申請受付
H29.12	第1回認定申請認定
H30.3	第4回「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する検討会 生産システム設計分野を追加
H30.4	第1回認定講座開講 以後、半年に1度の頻度で申請・認定を実施
R3.1	第5回「第4次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する検討会 自動運転分野を追加
R5.10	デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進分野を追加
R6.4	認定要件（対象分野・目標レベル）の見直し

1. 制度概要

2. 認定要件

3. 認定申請手続

4. Reスキル講座に認定されると

5. 厚生労働省の教育訓練支援制度等との連携

6. 講座認定の状況

7. おわりに

2. 認定要件（1）対象分野・目標レベル

■ 対象分野

① IT分野

- ・デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進：ビジネスアーキテクト、デザイナー、データサイエンティスト、ソフトウェアエンジニア、サイバーセキュリティ

② IT利活用分野

- ・自動車モデルベース開発、自動運転、生産システムデジタル設計

※教育訓練の内容に、対象分野に関する知識・技術等（「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項 別表1に定める知識・技術等）を含むことが必要。

■ 目標レベル

① IT分野：ITスキル標準（ITSS）レベル3以上を目指す

- ・当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用し、専門を持つプロフェッショナルを目指して、要求された作業を全て独力で遂行するレベル

② IT利活用分野：ITスキル標準（ITSS）レベル4相当（以下のいずれか）を目指す

- ・当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、業務上の課題の発見と解決をリードするとともに、後進育成にも貢献できるレベル
- ・当該教育訓練が対象とする技術や手法等を活用して、新規ビジネスやサービス等の創出が可能であるほか、後進育成にも貢献できるレベル

※専門的・実践的な能力を育成するという制度の趣旨に鑑み、教育訓練時間が短いもの(20時間以下)は対象外（専門実践教育訓練給付制度においては、教育訓練の時間が30時間以上かつ期間が2年以内のものが指定対象）

2. 認定要件（2）講座・実施機関の要件

■ 講座の要件

- ✓ 対象とする職業の種類及び身に付けることができる能力を定め、公表していること
- ✓ 必要な実務に関する知識、技術及び技能を習得できる教育訓練であること
 - ※IT分野では、座学だけでなく、領域専門家等から実践的な手法やノウハウ等を学ぶ機会や、受講者が習得した知識等を実際に試行・実践する機会を設けるなど、実践的な内容が必要。
 - ※IT利活用分野では、上記の内容に加えて、受講者同士のディスカッション等を通じて課題等を自ら考える機会を設けることが必要。
- ✓ 実習、実技、演習又は発表等の実践的な方法による授業が教育訓練の一定割合以上を占めていること
 - ※IT分野では、疑似環境を用いた実習、実技、演習等の実践的な内容を含む授業の数が、総授業数の半分以上を占めることが必要。
 - ※IT利活用分野では、プレゼンテーション、ディスカッション、グループワーク、ワークショップ等の双方向又は多方向に行われる内容を含む授業の数が、総授業数の半分以上を占めることが必要。
- ✓ 審査、試験等により教育訓練の成果を評価していること
- ✓ eラーニング等の社会人が受講しやすい工夫をしていること
- ✓ 教育訓練の評価及びその改善を継続的に行う仕組みを有していること 等

■ 実施機関の要件

- ✓ 継続的・安定的に遂行できること（講座の実績・財務状況等）
 - ※原則として申請日の1年以内に、申請講座と同じ課程の教育訓練を実施し終了していることが必要。
 - ※実施主体が教育訓練事業を開始した日以降、申請の日までに1営業年度以上の事業実績を有することが必要
- ✓ 適切に実施するための組織及び設備等を有すること
- ✓ 欠格要件等に該当しないこと 等

2. 認定要件（参考）共通レベル定義

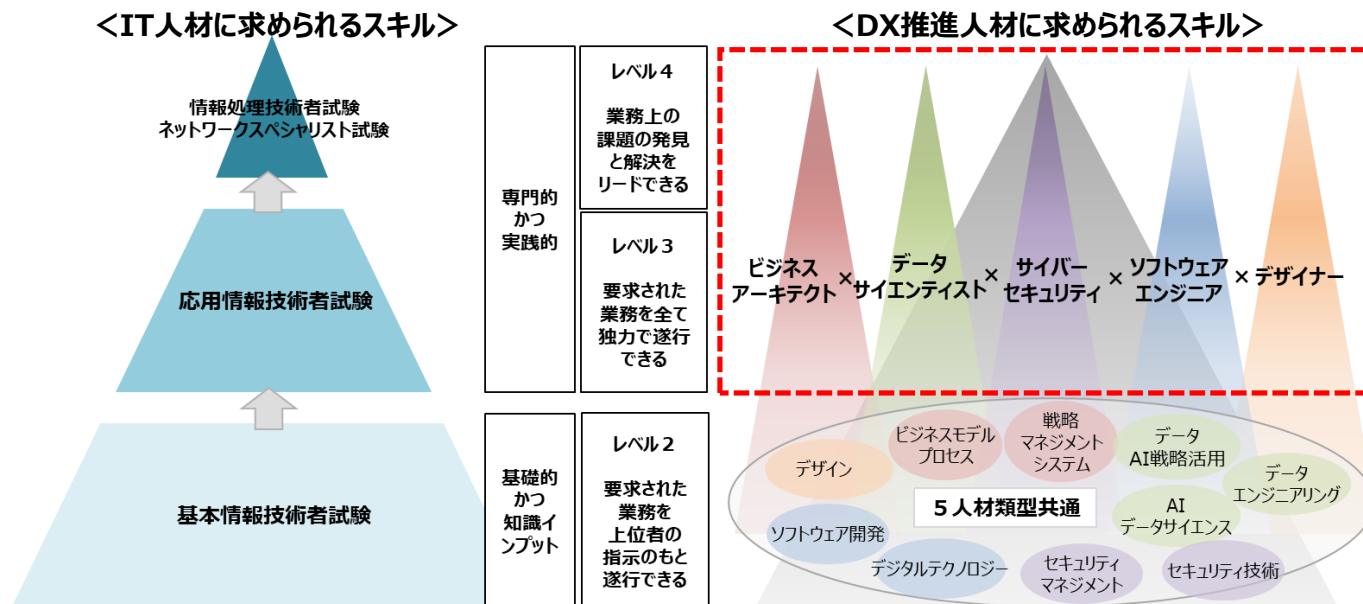
レベル	レベル定義
7	・社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル ・市場への影響力がある先進的なサービスやプロダクトの創出をリードした経験と実績を持つ世界で通用するプレーヤ
6	・社内外にまたがり、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル ・社内だけでなく市場から見ても、プロフェッショナルとして認められる経験と実績を持つ国内のハイエンドプレーヤ
5	・社内において、テクノロジーやメソドロジー、ビジネス変革をリードするレベル ・社内で認められるハイエンドプレーヤ
4	・一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、 専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル ・プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する
3	・要求された作業を全て独力で遂行するレベル ・専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する
2	・要求された作業について、上位者の指導の下、その一部を独力で遂行するレベル ・プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する
1	・要求された作業について、上位者の指導を受けて遂行するレベル ・プロフェッショナルに向けて必要となる基本的知識・技能を有する

IT利活用分野

IT分野

2. 認定要件（参考）目標レベルの見直し

- デジタル化の急速な進展に伴い、その担い手がIT人材からDX推進人材へと変化する中で、**DX推進人材が不足**している。
- DX推進人材には、従来の縦割り領域における単線的な学びから、横断的で幅広い基礎的な学びをベースにした複線的な学びの中で、専門的かつ実践的な能力を習得していくものへと、**スキルの習得方法が変化**している。



- DX時代に求められる人材像及びスキルの習得方法の変化、DXの担い手の裾野拡大の観点から、**Reスキル講座認定制度において、IT分野では、従来ITスキル標準（ITSS）レベル4相当の教育訓練を認定の対象としていたところ、令和6年4月申請より、ITSSレベル3以上の教育訓練を認定の対象とすることとした。**
- IT利活用分野では、引き続き、ITSSレベル4相当**の教育訓練を認定の対象とする。

レベル	レベル定義
4	- 一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル - プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する IT分野 IT利活用分野
3	- 要求された作業を全て独力で遂行するレベル - 専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する

見直し

レベル	レベル定義
4	- 一つまたは複数の専門を獲得したプロフェッショナルとして、専門スキルを駆使し、業務上の課題の発見と解決をリードするレベル - プロフェッショナルとして求められる、経験の知識化とその応用（後進育成）に貢献する IT利活用分野
3	- 要求された作業を全て独力で遂行するレベル - 専門を持つプロフェッショナルを目指し、必要となる応用的知識・技能を有する IT分野

2. 認定要件（参考）対象分野の見直し

- デジタル化の進展に伴い、デジタルトランスフォーメーション（DX）の素養や専門性を持った人材が必要不可欠であることから、令和4年12月、DXを推進する人材の役割や習得すべきスキル等を示す「**DX推進スキル標準**」が策定された。
- Reスキル講座認定制度において**、DXを推進する人材に求められる知識等を習得できる専門的・実践的な教育訓練を認定することを通じて、社会人のリスキリングの促進等を図ることを目的として、**令和5年10月申請より、認定の対象となるIT分野に「デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進」を新たに追加した。**
- 令和6年4月申請より、IT分野を「デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進」に統合した。**

＜令和5年4月申請以前＞

認定の対象となる分野

IT分野	新技術・システム	クラウド
		IoT
		AI
		データサイエンス
		デジタルビジネスの創出
	高度技術	ネットワーク
		セキュリティ
IT利活用分野	自動車モデルベース開発	
	自動運転	
	生産システムデジタル設計	

＜令和5年10月申請＞

認定の対象となる分野

IT分野	新技術・システム	クラウド
		IoT
		AI
		データサイエンス
		デジタルビジネスの創出
	高度技術	ネットワーク
		セキュリティ
	デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進	ビジネスアーキテクト
		デザイナー
		データサイエンティスト
		ソフトウェアエンジニア
		サイバーセキュリティ
IT利活用分野	自動車モデルベース開発	
	自動運転	
	生産システムデジタル設計	

＜令和6年4月申請以降＞

認定の対象となる分野

IT分野	デジタル・トランス フォーメーション （DX）推進	ビジネスアーキテクト
		デザイナー
		データサイエンティスト
		ソフトウェアエンジニア
		サイバーセキュリティ
IT利活 用分野	自動車モデルベース開発	
	自動運転	
	生産システムデジタル設計	

※新技術・システム及び高度技術は、デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進に包含されている。

2. 認定要件（参考）eラーニング講座の要件及び実例

要件		OK 例	NG 例
全ての授業をeラーニング等で行う講座	標準学習期間の設定、受講者の受講状況の確認、学習到達度の把握	➤ LMS等による学習状況の管理 ➤ メンターによる学習スケジュール設計、メンタリング、チャット質問対応	➤ 講義動画の配信・教材の配布のみ
	受講者の本人確認	➤ IDとパスワードによるログインと動画通信等による直接のコミュニケーション	➤ 本人確認を行っていない
	訓練目標を達成するための体制整備 (必要な数の添削指導員を配置等)	➤ 受講定員に対して適切な数の講師・メンター配置	➤ 講師・メンター等がない又は受講定員に対して著しく不足 ➤ 個々の受講者の学習管理や質問対応などフォロー体制がない
演習等をeラーニング等で行う講座	演習等を行うための措置	➤ 疑似環境を用いた演習 ➤ ビデオチャット等を用いたプレゼンテーション ➤ オンラインディスカッション/グループワーク	➤ 演習課題が、多肢選択形式の確認テストのみ/自動採点等により一律に合否を判定するのみのもの

本認定制度における「実習、実技、演習又は発表を伴う授業その他実践的な方法による授業」（演習等）の定義
 （「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項より抜粋）

演習等とは、以下のような内容を授業の中に含むものを指します。

- (ア) 疑似環境を用いた実習、実技、演習等を含む実践的なもの（IT分野、IT利活用分野）
- (イ) プレゼンテーション等の受講者側からの発表を含むもの（IT利活用分野）
- (ウ) ディスカッション、グループワーク、ワークショップ等の手法を含むもの（IT利活用分野）

1. 制度概要
2. 認定要件
- 3. 認定申請手続**
4. Reスキル講座に認定されると
5. 厚生労働省の教育訓練支援制度等との連携
6. 講座認定の状況
7. おわりに

3. 認定申請手続 (1) 申請スケジュール、認定期間

■ 申請スケジュール

認定申請は年2回（4月～5月上旬、10月～11月上旬）

○ 4月1日認定適用

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
経済産業省 第四次産業革命スキル 習得講座認定（※1）	申請受付	審査		認定可否通知			認定講座の開講
厚生労働省 専門実践教育訓練講座指定	申請受付	審査		指定可否通知			指定講座の開講

○ 10月1日認定適用

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
経済産業省 第四次産業革命スキル 習得講座認定	申請受付	審査		認定可否通知			認定講座の開講
厚生労働省 専門実践教育訓練講座指定	申請受付	審査		指定可否通知			指定講座の開講

※ 各回の申請受付期間については、経済産業省ホームページ（専門実践教育訓練講座に関しては厚生労働省ホームページ）参照。

■ 認定期間

認定の適用日（4月1日又は10月1日）から3年間

3. 認定申請手続（2）申請方法、審査方法

■ 申請方法

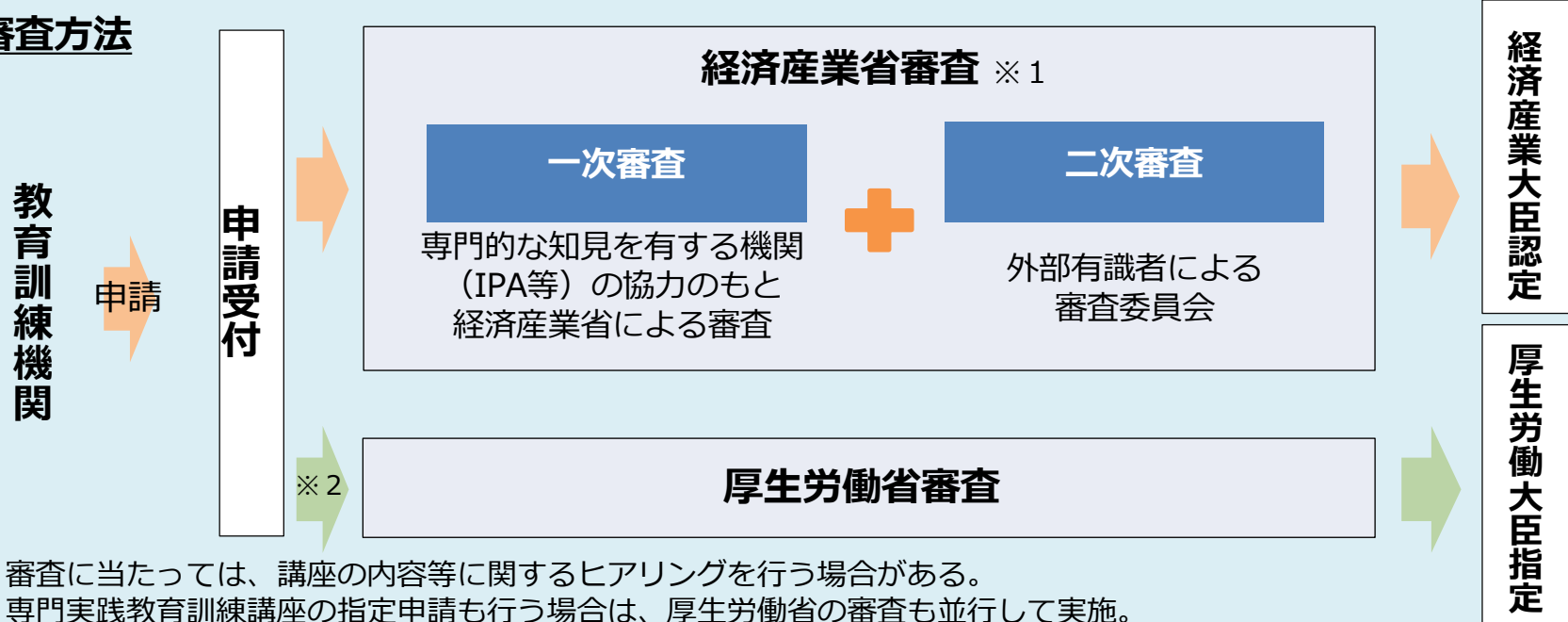
○以下の申請書類をメール・指定のファイルストレージで提出

- ✓ 申請書・様式第1号～第7号
- ✓ 提出物一覧・チェックリスト
- ✓ 教材
- ✓ 演習の実施内容等が分かる資料等
- ✓ その他の添付書類

○申請書類の提出先：経済産業省

厚生労働省（専門実践教育訓練講座の指定申請も行う場合のみ）

■ 審査方法



1. 制度概要
2. 認定要件
3. 認定申請手続
- 4. Reスキル講座に認定されると**
5. 厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携
6. 講座認定の状況
7. おわりに

■ 実施状況の報告（フォローアップ調査）

- 修了時のアンケート調査等に加え、修了後一定期間経過後のフォローアップ調査について、教育訓練の一環として計画的に実施することが必要。
- 実施状況を確認するため、年1回、実施状況報告書の提出が必要。
(必要に応じて、別途、実施状況を確認する場合がある。)

■ 変更・廃止の届出

- 認定後、認定講座の廃止又は内容等の変更をしようとするときは、あらかじめ届け出ること。

【変更届の提出が必要な事例】

- 使用する教材の変更（教材の改定や取扱事例の変更は届出不要）
- カリキュラムの変更
- 講師の追加、変更 等

【再認定又は新規認定の手続が必要となる場合がある事例】

- 目標レベル・対象分野に影響のある変更
- 総訓練時間や受講料の変更 等

1. 制度概要
2. 認定要件
3. 認定申請手続
4. Reスキル講座に認定されると
- 5. 厚生労働省の教育訓練支援制度等との連携**
6. 講座認定の状況
7. おわりに

5. 厚生労働省の教育訓練支援制度等との連携

- Reスキル講座のうち厚生労働省が定める一定の基準を満たし、厚生労働大臣の指定を受けた講座について、労働者等が受講・修了した場合に、その費用の一部が「**専門実践教育訓練給付金**」として支給される。
- Reスキル講座を企業内の人材育成に用いる際に一定の要件を満たした場合、「**人材開発支援助成金**」の助成対象となる。

受講者のみなさま

専門実践教育訓練給付金の支給

- 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方が専門実践教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給。

給付の内容

- **受講費用の50%**（上限年間40万円）が6か月ごとに支給。
- さらに受講を修了した後、1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された又は引き続き雇用されている場合には、**受講費用の20%**（上限年間16万円）を**追加で支給**。
- 上記に加え、訓練前後で賃金が5%以上上昇した方（※）には、**受講費用の10%**（上限年間8万円）を**追加で支給**。 ※令和6年10月1日以降に受講を開始した方について適用

企業のみなさま

人材開発支援助成金の支給

- Reスキル講座を従業員に受講させた場合、令和4年度から5年間は、人への投資促進コースにおいて訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について、通常よりも高い助成率・助成額で助成。

助成率／助成額

- 人への投資促進コース（高度デジタル人材訓練）
経費助成：75%（60%）
賃金助成：960円（480円）／1人1時間あたり

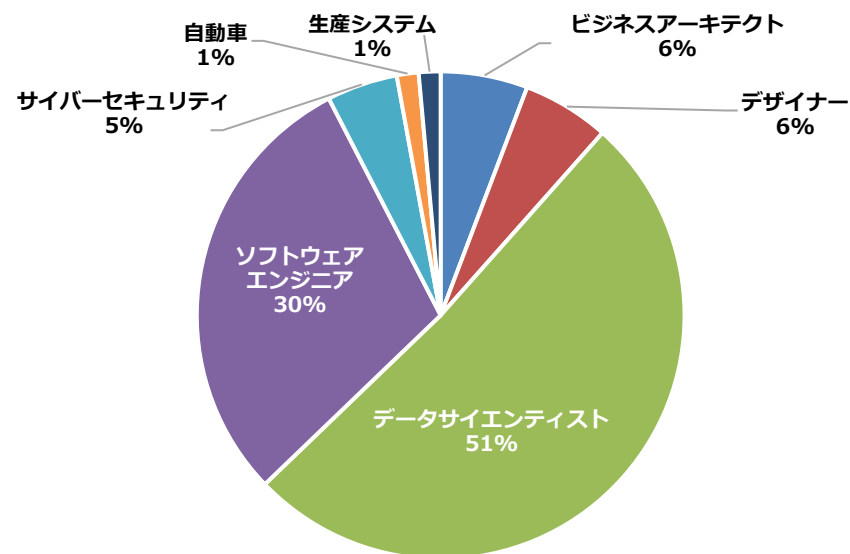
※括弧内は、中小企業以外の助成率・助成額

1. 制度概要
2. 認定要件
3. 認定申請手続
4. Reスキル講座に認定されると
5. 厚生労働省の教育訓練支援制度等との連携
- 6. 講座認定の状況**
7. おわりに

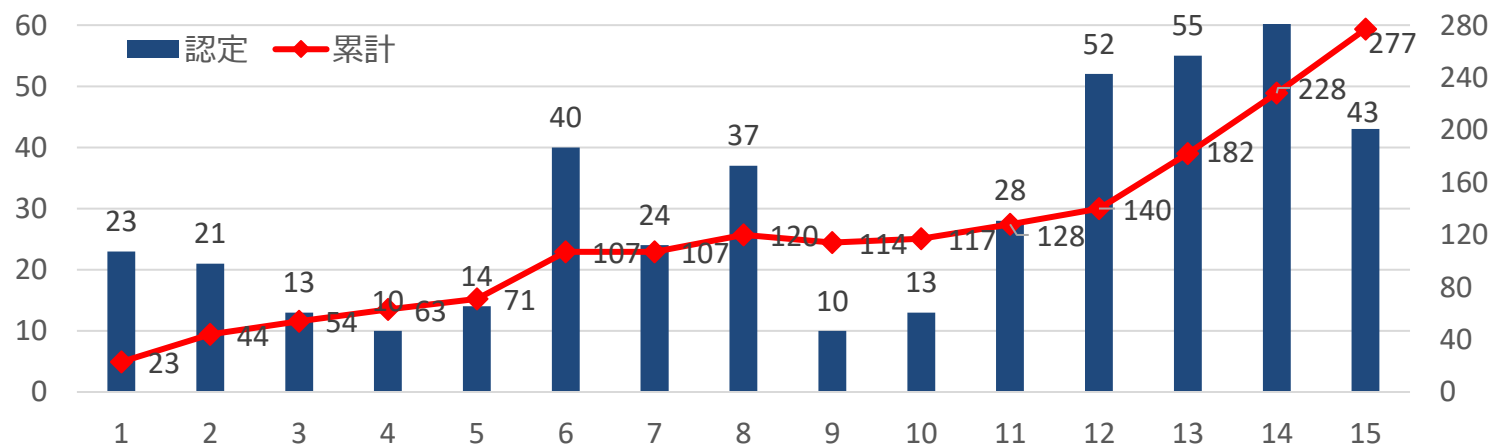
6. 講座認定の状況

対象分野 ※1		認定講座数 ※2
IT分野	ビジネスアーキテクト	16講座
	デザイナー	16講座
	データサイエンティスト	142講座
	ソフトウェアエンジニア	82講座
	サイバーセキュリティ	13講座
IT利活用分野	自動車モデルベース開発	1講座
	自動運転	3講座
	生産システムデジタル設計	4講座
合計		277講座

■ 認定講座全体に占める対象分野の割合



■ 認定講座数の推移 ※3



※1 複数の分野に該当する講座については、主たる分野（経済産業省判断）にてカウント。IT分野においては、AI・データサイエンスは「データサイエンティスト」、クラウド・IoTは「ソフトウェアエンジニア」、セキュリティ・ネットワークは「サイバーセキュリティ」に包含されている。

※2 令和7年4月現在、認定の適用を受けている講座数。

※3 累計の認定講座数については、第1回から第15回までの認定講座数から、令和7年4月現在までに廃止届が提出された講座数及び認定期間が終了した講座数を除いて算出。

1. 制度概要
2. 認定要件
3. 認定申請手続
4. Reスキル講座に認定されると
5. 厚生労働省の教育訓練支援制度等との連携
6. 講座認定の状況
7. おわりに

■ 第四次産業革命スキル習得講座認定制度について（経産省HP）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/index.html>

■ 第四次産業革命スキル習得講座の認定に関する規程
（経済産業省告示第182号）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/pdf/reskillprogram_kitei.pdf

■ 「第四次産業革命スキル習得講座認定制度」に関する実施要項

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/pdf/jisshiyoko.pdf>

■ FAQ・留意事項（よくある質問と回答）

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/reskillprograms/pdf/FAQ.pdf>

第四次産業革命スキル習得講座

 検索

【本認定制度全般に関するお問い合わせ先】

経済産業政策局 産業人材課（担当者：藤井・久源・片山）

電話：03-3501-1511（内線 2671）

【各対象分野の講座申請等に関するお問い合わせ先】

＜IT分野の講座＞

商務情報政策局 情報技術利用促進課（担当者：加治屋、秋田）

電話：03-3501-1511（内線 3971～3976）、Eメール：bzl-joshin@meti.go.jp

＜IT利活用分野（自動車モデルベース開発）の講座＞

製造産業局 自動車課（担当者：倉迫）

電話：03-3501-1511（内線 3831）

Eメール：kurasako-miyu@meti.go.jp

＜IT利活用分野（自動運転）の講座＞

製造産業局 自動車課（担当者：吉本・箕輪）

電話：03-3501-1511（内線 3831）、Eメール：exl-itshann@meti.go.jp

＜IT利活用分野（生産システムデジタル設計）の講座＞

製造産業局 製造産業戦略企画室（担当者：真島・木下・大池）

電話：03-3501-1511（内線 3648）

Eメール：bzl-seizo-senryakushitsu-reskilling@meti.go.jp